

香川県海岸漂着物対策活動推進員（かがわ海ごみリーダー）の

委嘱式を行いました！

海洋プラスチックごみなど、海ごみの問題の解決に向けての取組みが急がれる中、海岸漂着物対策をさらに推進するために、海岸漂着物処理推進法に基づく、「海岸漂着物対策活動推進員」（以下「推進員」という。）を令和3年7月の13名、令和4年12月の14名に引き続き、今回5名の方に新たに委嘱しました！



海ごみ問題の解決のためには、「海ごみ」について知り、関心を持つことが大切です！
小さなことでも、一人ひとりができることから始めることで、海ごみの削減につながります。
引き続き海岸漂着物対策へのご協力よろしくお願いいたします。

○推進員について

県では、これまで海ごみに関する高い意識と知識を持ち、海岸清掃活動等について、広く県民に普及・啓発できる人材を育成するため、毎年、かがわ里海大学で「海ごみリーダー養成講座」を開講しており、平成28年度～令和4年度までに93名が修了しています。

当講座を修了した方のうち、海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深める等の活動が可能な5名を新たに令和5年1月に委嘱しました。（令和3年7月：13名、令和4年12月：14名委嘱）

○推進員の活動について

海岸漂着物処理推進法第16条に推進員の活動について、次のとおり規定されています。

- 一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。
- 三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

